

7 佐 農 政 第 2 0 6 号
令 和 7 年 10 月 20 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐久市長

市町村名 (市町村コード)	佐久市 (202177)
地域名 (地域内農業集落名)	高瀬地区 (今井・三河田・横和・鳴瀬・根々井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状大規模農家を中心に集積が進んでいる一方、山間部においては担い手の高齢化が進んでおり、新たな担い手が不足している状態である。地域農業の継続、荒廃農地発生防止の観点からも、新たな農地の担い手確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の担い手が可能な限り地域の農地を耕作していく。後継者の確保は今後も課題である。
作物については、水田地帯において今後も水稻を中心に栽培を継続していく中、作物の生育期間中の高温対策についても検討していく。
畑作地帯については、ズッキーニ、カボチャ等の果菜類、レタス等の結球野菜を中心として進める。
施設野菜はミニトマト、パプリカの生産を継続していく。
既存の営農型太陽光発電施設は地域農業と引き続き調和を図っていく。
ライスセンターの統廃合については検討。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	変更前 152.5ha 152.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	変更前 152.0ha 151.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした集約化を関係機関・団体とともに連携し、進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地を機構を介して担い手に貸し付けていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針 必要に応じて、今後検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 県、JAをはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①補助金を活用した鳥獣防護柵等の設置、猟友会等と連携した有害鳥獣の駆除
- ②環境に配慮した農薬や化学肥料の削減
- ③最新機器を利用したスマート農業の推進
- ④地域の良質な米等の輸出に取り組む
- ⑤リンゴ、プルーン等について、樹体更新や品種更新を行うとともに、新たにブドウなども導入しながら良品の果樹を生産していく
- ⑦耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈等)
- ⑨WCS、飼料米、子実用トウモロコシを生産し、地域内外の畜産農家に供給する

7 佐 農 政 第 2 0 6 号
令 和 7 年 10 月 20 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐久市長

市町村名 (市町村コード)	佐久市 (202177)
地域名 (地域内農業集落名)	高瀬地区 (今井・三河田・横和・鳴瀬・根々井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状大規模農家を中心に集積が進んでいる一方、山間部においては担い手の高齢化が進んでおり、新たな担い手が不足している状態である。地域農業の継続、荒廃農地発生防止の観点からも、新たな農地の担い手確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の担い手が可能な限り地域の農地を耕作していく。後継者の確保は今後も課題である。
作物については、水田地帯において今後も水稻を中心に栽培を継続していく中、作物の生育期間中の高温対策についても検討していく。
畑作地帯については、ズッキーニ、カボチャ等の果菜類、レタス等の結球野菜を中心として進める。
施設野菜はミニトマト、パプリカの生産を継続していく。
既存の営農型太陽光発電施設は地域農業と引き続き調和を図っていく。
ライスセンターの統廃合については検討。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	変更前 152.5ha 152.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	変更前 152.0ha 151.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした集約化を関係機関・団体とともに連携し、進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地を機構を介して担い手に貸し付けていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針
必要に応じて、今後検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、JAをはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①補助金を活用した鳥獣防護柵等の設置、猟友会等と連携した有害鳥獣の駆除
- ②環境に配慮した農薬や化学肥料の削減
- ③最新機器を利用したスマート農業の推進
- ④地域の良質な米等の輸出に取り組む
- ⑤リンゴ、プルーン等について、樹体更新や品種更新を行うとともに、新たにブドウなども導入しながら良品の果樹を生産していく
- ⑦耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈等)
- ⑨WCS、飼料米、子実用トウモロコシを生産し、地域内外の畜産農家に供給する